

岩手県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防支援計画の作成

地域包括支援センター				介護予防支援事業所				変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称		所在地		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
滝沢村	滝沢市	岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地	滝沢市中鵜飼55番地	滝沢村地域包括支援センター	滝沢市地域包括支援センター	岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地	滝沢市中鵜飼55番地	平成26年1月1日